健康保険法第百五十二条の五	保険者	都道府県等	
	出産育児一時金等	国民健康保険法の規定による出産育児一時金	
	金額	金額（国民健康保険法第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、第百一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）	
高齢者医療確保法第四十一条の見出し	保険者	組合	
高齢者医療確保法第四十一条	合併又は分割	合併	
	保険者、	国民健康保険組合（以下「組合」という。）、	
	保険者及び解散をした保険者	組合及び解散をした組合	
高齢者医療確保法第四十二条	保険者に	組合に	
	保険者	組合	

（組合の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定の特例）

第五条の四　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項（第三号を除く。）及び第二項から第四項までの規定は、法第七十三条の二第二項において準用する高齢者医療確保法第四十一条の規定による出産育児交付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	保険者	組合
第二条第一項	合併若しくは分割	合併
	保険者、	国民健康保険組合（以下「組合」という。）、
	保険者又は解散をした保険者	組合又は解散をした組合
	承継した保険者	承継した組合
	成立保険者等	成立組合等
	合併、分割	合併
第二条第一項第一号	合併又は分割	合併
	成立した保険者	成立した組合
	当該保険者	当該組合
	消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者	消滅した組合
	債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務	債権

第二条第一項第二号	保険者	組合
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに	イに
第二条第二項の表以外の部分	成立保険者等	成立組合等
	法第三十三条第一項ただし書	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条の二第二項において準用する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十二条の三第一項ただし書
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第二項の表	保険者	組合
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第三項	成立保険者等	成立組合等
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第四項の表以外の部分	成立保険者等	成立組合等
	法第三十三条第一項ただし書	国民健康保険法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第一項ただし書
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第四項の表	合併、分割	合併
	保険者	組合
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金

第八条中「第十三条第五号」を「第十三条第六号」に改める。

第九条第二項第一号ホ中「次号ワ」を「次号カ」に改め、同項第二号中ワを力とし、リからヲまでをヌからワまでとし、チの次に次のように加える。

リ　法第七十三条の二第一項の規定による出産育児交付金の額（第十三条第五号の額を同号イに掲げる額とする場合にあつては、零）

第十三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　イ又はロに掲げる額のうち都道府県が定めるいずれかの額

イ　法第七十三条の二第一項の規定による出産育児交付金（当該市町村に係る部分に限る。）の額

ロ　零